

利益処理の承認について

(1) 承認の考え方

地方独立行政法人法第40条第3項の承認は、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（総務省告示）」に基づき、次の要件を満たす場合に承認する。

当該事業年度における経営努力により生じたもので、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもの

(2) 経営努力認定の基準

運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益による利益

中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来法人が行うべき業務を効率的に行った結果発生した利益

その他法人において経営努力によることを立証した利益

(3) 経営努力として認められないもの

本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したことと認められるもの

(例) ・学生収容定員に対し在籍者が一定率(国立大学法人に準じ90%)を下回った場合の授業料の不足相当額

・受験者数が募集定員に満たなかった場合の入学考査料の不足相当額

収入

(自己収入)
・授業料
・入学金
・受託事業等収入
(運営費交付金)

行うべき業務を行わなかった場合

決算

剰余金	使途の財源に充当
(費用)	
・人件費	
・一般管理費	
・教育研究費 等	
運営費交付金債務	債務のまま繰越

(学生収容定員に対する在籍者の割合)

	平成18年		
	総定員	学生数	充足率
学部	1,840	2,016	109.6%
大学院	112	110	98.2%
合計	1,952	2,126	108.9%

(平成19年度の入試状況)

	入学定員	受験者数
学部	460	1,647
大学院	57	69
合計	517	1,716